

# あきる野市地域生活支援拠点等整備の基本方針

## 1 地域生活支援拠点等の整備とは

障がい者等やその家族が地域で安心して暮らし続けていくために、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域全体で生活を支える支援体制を整備するものです。

## 2 地域生活支援拠点等の整備に関する国の考え方

国は障害者福祉計画策定のための基本方針において、各市町村に地域生活支援拠点等を整備することを基本とすると定めており、具体的には次の2つの目的を提示しています。

### ○地域生活支援拠点等の整備目的

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施や短期入所等の活用により、地域における生活の安心感を担保する機能を備えること。
- (2) 施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備し、障がい者等の地域での生活を支援すること。

また、この目的の達成のため、地域の実情に応じて次の5つの機能を備えることとしています。

### ○地域生活支援拠点等の5つの機能

#### (1) 相談

基幹相談支援センターや相談支援事業所等に拠点コーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録するなどした上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。

#### (2) 緊急時の受入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

#### (3) 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

#### (4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障がい者を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、人材の養成を行う機能。

#### (5) 地域の体制づくり

基幹相談支援センターや相談支援事業所等に配置された拠点コーディネーターが中心となって、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

### 3 あきる野市における地域生活支援拠点等整備の方針

国の方針及び本市の現状と地域課題の検討を踏まえ、地域生活支援拠点等の5つの機能について以下の方針を示すと共に、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備を進めます。

また、この整備においては本市の地域課題に基づき優先順位の高い機能（相談、緊急時の受入体制、専門的人材の確保・養成）から取り組む、段階的な整備を行うこととします。

#### (1) 相談

- ・各相談支援事業所では日常的に個々の利用者の相談に応じ、必要な支援を行っています。一方で、介護者の急病等により突発的な事態が生じることがあります。そのような通常の支援では対応しきれないような状況でも円滑な支援を提供できるよう、緊急時の支援が見込めない障がい者等について、事前に情報を共有し備えておくことが必要です。

#### ○方針

- ・障がい者支援課、あきる野市障がい者基幹相談支援センター、相談支援事業所等との連携により、緊急の事態に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行います。
- ・緊急時の支援が見込めない障がい者等の状況を適切に把握し、緊急事態が発生した際に必要な支援が提供できるように地域の関係機関とのネットワーク構築や連携の強化を図ります。

## (2) 緊急時の受入れ・対応

- ・緊急時に必要な支援が見込めない障がい者等やその家族の安心を担保するために、相談する場所の明確化や対応の流れについてイメージが持てるよう工夫が必要です。
- ・各事業所では緊急時の受入れに必要な職員体制が常に整っている訳ではありません。緊急時の受入れ先を円滑に調整するためには、連携を強化し地域が一丸となって支える体制づくりが必要です。

### ○方針

- ・相談機能によって把握された緊急時に必要な支援が見込めない障がい者等について、名簿を作成・管理すると共に、関係機関との必要な情報の共有や緊急時に相談する場所を明確にすることで、緊急時の円滑な対応と地域における生活の安心感が持てる体制を作ります。
- ・緊急時においても本人や家族の意向を可能な限り尊重できるよう、支援の手順や、受入れ先候補となる施設、医療機関等の事前の検討、緊急時の受入れ先の確保に向けた協力依頼を行うと共に、地域全体で支える体制の整備を目指します。

## (3) 体験の機会・場

- ・地域での自立した生活をイメージするためには、日中活動系事業所や短期入所、移動支援の利用等による社会経験を積む機会が必要です。

### ○方針

- ・市内の事業所や地域活動支援センター等の協力を得て、訓練や社会交流、生活体験等の利用の促進と、それらの支援が提供できる場の拡充を目指します。

## (4) 専門的人材の確保・養成

- ・障がい者等の地域での自立した生活を支えるためには、福祉人材の確保と専門性を維持、向上させる取組が必要です。

### ○方針

- ・福祉人材の確保のため、国や東京都の制度を活用するとともに、地域の状況やニーズに応じた人材育成や資質向上のための講習・研修を実施します。
- ・医療的ケアや強度行動障害等特別な支援を必要とする障がい者等への対応ができる人材の確保に向け、国や東京都が実施する養成研修への受講を呼びかけます。

(5) 地域の体制づくり

- ・地域の支援体制が効率的・効果的に機能していくためには、地域にある障がい者等を支える様々な社会資源のさらなる連携が必要です。

○方針

- ・相談機能の活用とあきる野市地域自立支援協議会等との協働により、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供や、地域の社会資源の連携体制を整備するための方策を検討します。
- ・関係機関と連携し、必要な支援や情報を必要な人に届けていくために、地域生活支援拠点等の周知を図ります。

4 あきる野市における地域生活支援拠点等整備イメージ

